

※\_\_\_\_（下線）が更新箇所

## 新型コロナウイルス感染防止に向けた授業実施の方針（10月9日更新）

令和2年4月 1日  
一部改正 令和2年6月 2日  
一部改正 令和2年6月16日  
一部改正 令和2年7月 8日  
一部改正 令和2年8月28日  
一部改正 令和2年10月 9日

福井大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部決定

授業（試験を含む。）は、講義・演習は基本的に遠隔授業で実施し、各部署の事情や授業内容に応じて面接授業も可能とする。また、実験・実習・実技は、面接授業を可能とする。面接授業を実施する場合は、3密を徹底的に回避する対策を講じるとともに十分な換気を行い、感染リスクに十分配慮することとし、これらの場合の具体的な授業方法等は下記のとおりとする。

※国内外の新型コロナウイルス感染状況が日々変化しており、本学の対応も今後変更することがある。この授業実施の方針に加え、学長通知等を随時発信するので、毎日、本学ホームページや学生ポータルで確認すること。

### 記

#### （面接授業の具体的な実施方法等）

##### 1. 3密の回避

##### （1）「密閉」の回避（換気の徹底）

- 講義室・実験室等に換気扇等が備わっている場合は、常時稼働させておく。
- 授業中の講義室・実験室等の換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）行うこととし、2方向の窓を同時に開けて行うことが望ましい。
- 窓のない講義室・実験室等は、常時出入口を開ける、換気扇（扇風機・サーキュレーター）を用いたりするなどして十分に換気に努める。
- エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行う。

##### （2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

- 講義室・実験室等では、学生の間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空けるようにする（一つおき着席等）。

##### （3）「密接」の回避（マスクの着用）

○授業担当教員及び学生は、基本的に常時マスクを着用し、さらに必要に応じ、フェイスシールド等も着用する。なお、体育の授業におけるマスクの着用は必要としないが、配慮事項等については令和2年5月21日付け文部科学省事務連絡（学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について）を参照する。

## 2. その他の留意事項

○授業担当教員及び学生は、講義室・実験室等の入退室時に手指衛生（手指消毒又は手洗い）を励行する。

○授業担当教員は、授業の冒頭で次のことを行う。

①朝の検温の結果や発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状が見られる学生がいないかを確認し、該当者がいる場合は、自宅で休養するよう指導するとともに、担当課（学生サービス課、松岡キャンパス学務課又は敦賀キャンパス運営管理課）にメール又は電話で連絡し指示に従うよう指導する。

②授業中は必要な場合を除き不要な会話を慎むよう指示する。

○器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手指衛生（手指消毒又は手洗い）を行う。

○学生について、罹患者のほか、濃厚接触による自宅待機者、発熱・咳・全身の倦怠感等風邪様の症状による自宅休養者については、授業形態等個々の事情に照らして補講・追試、レポートの活用等、当人の単位認定に不利益が生じないよう配慮する。

○授業担当教員は、呼吸の障害や基礎疾患等があることにより重症化リスクが高い学生がいる場合は、主治医や保健管理センター等とよく相談して登学の判断を行うよう指導する。なお、これらにより登学できないと判断された学生については、遠隔授業の工夫、レポートの活用等、当人の単位認定に不利益が生じないよう配慮する。

○授業担当教員についても、発熱・咳・全身倦怠感等風邪様の症状が見られる場合は、躊躇せず自宅で休養するとともに、学生及び担当課（教務課、松岡キャンパス学務課又は敦賀キャンパス運営管理課）へ連絡する。